7.12 景観

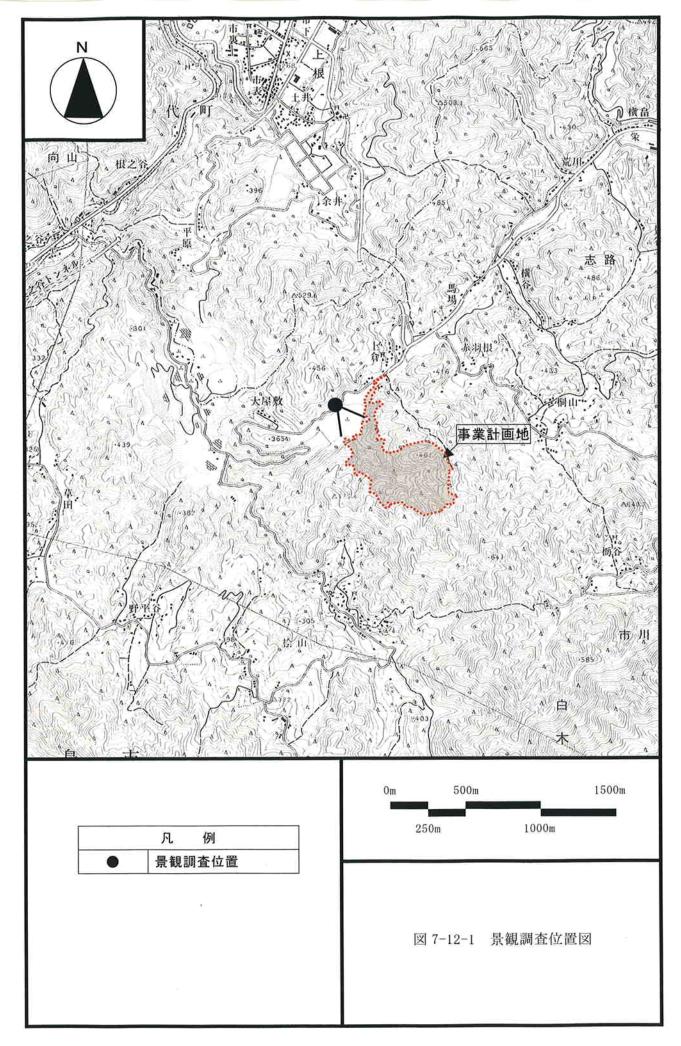
7.12.1 調査概要

景観の調査は、事業計画地を眺望できる主要な場所はないが、当該処分場の状況を把握するため、隣接する処分場の前面の道路(主要地方道大林井原線)から、写真撮影を年2回(夏季と冬季)実施した。

調査内容及び調査位置は、表 7-12-1 及び図 7-12-1 に示すとおりである。

表 7-12-1 景観調査概要

調査項目	景観の構成要素及び特性
調査方法	現地踏査による写真撮影
調査頻度	年2回(夏季と冬季)
調査地点	図 7-12-1 に示す 1 地点
調査年月日	平成 18年2月27日(冬季) 平成 18年8月23日(夏季)



7.12.2 調査結果

景観の調査結果は表 7-12-2 に示すとおりである。

表 7-12-2 景観調査結果

視点		主要地方道大林井原線の沿道(図 7-12-1 参照)			
眺望点の状況		不特定多数の人々により風景を観賞する展望地点はないので、隣接する処分 場の前面の道路から写真撮影した。			
景観資源の状況		特殊な景観資源(貴重な景勝地等)はなく、樹木及び緑地等の景観資源がみられる。			
望主	近景	隣接する処分場			
ー 要 な	中景	隣接する処分場と当該処分場の境に緑地			
眺	遠景	当該処分場及び樹木			
視認性解析		夏季は、冬季と比較して、隣接する処分場の増設工事により、中景の樹木が少なくなっていた。そのため、当該処分場の法面緑地の視認割合が多くなった。 また、当該処分場の増設区域は、視点から 500m 以上離れている。			
冬季 (平成 18:	年 2 月 27 日)	増設区域			
夏季 (平成 18 :	年 8 月 23 日)	增設区均			

7.12.3 予測及び評価

景観の予測手法の概要は、表 7-12-3 に示すとおりである。

表 7-12-3 景観の予測手法の概要

内容		予測事項	予測地域	予測時期	予測方法
工事の実施	造成等の施工			埋立工事中	現況調査結果等を
	による一時的	景観構成要素の	 事業計画地		基に定性的予測
	な影響	消滅の有無及び	事業計画地 周辺地域		
存在・供用	最終処分場の	改変の程度		埋立完了後	フォトモンタージュの作成
	存在				による予測

(1) 工事の実施

造成等の施工による一時的な影響

ア 予測対象

景観構成要素の消滅の有無及び改変の程度を予測した。

イ 予測方法

当該処分場を見渡せる主要な眺望地点はないが、隣接する処分場の前面の道路から、 現況調査結果を基に定性的に予測した。

ウ 予測結果

当該処分場の造成等の施工による改変は、表 7-12-2 の景観写真に示す赤枠の範囲内で、視点から 500m 以上離れた場所であり、隣接する処分場の増設工事は、ほぼ完了している。

景観構成要素の消滅については、視認できる山林が10%程度減少することになるが、特殊な景観資源ではなく、距離が離れており、周辺景観に及ぼす影響は小さいと予測される。

エ 環境保全措置の検討

造成等の施工による一時的な影響に伴う景観については、予測結果のとおり、景観構成要素の消滅による周辺景観に及ぼす影響は小さいと判断されるが、環境への影響を可能な限り低減させるため、環境保全措置について検討した結果、事業者が以下の環境保全措置を現在と同様に実施することとした。環境保全措置の効果は、緑地化による周辺景観との調和が図られるものと考えられる。

また、環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある新たな環境影響はないと考えられる。

【環境保全措置】

・事業者は、植栽可能な場所に可能な限り木本類を含めた在来種による緑化を施す。

才 評価

造成等の施工による一時的な影響に伴う景観については、景観構成要素の消滅による周辺景観に及ぼす影響は小さいと判断される。

また、事業者は環境保全措置を現在と同様に実施することから、環境への影響は可能な限り低減されると考えられる。

(2) 存在・供用

最終処分場の存在

ア 予測対象

景観構成要素の消滅の有無及び改変の程度を予測した。

イ 予測方法

当処分場を見渡せる主要な眺望地点はないが、隣接する処分場の前面の道路から、 現況調査結果及びフォトモンタージュを基に定性的に予測した。

ウ 予測結果

当該処分場の存在に伴い、景観構成要素の消滅の有無及び改変の程度は、表 7-12-2 の景観写真に示す赤枠の範囲内及び写真-1 のフォトモンタージュに示すとおりである。

景観構成要素の消滅については、「工事の実施」の項で述べたとおり、視認できる山林が 10%程度減少することになるが、特殊な景観資源ではなく、距離が離れており、周辺景観に及ぼす影響は小さいと予測される。また、当該処分場及び隣接する処分場が完成すると、法面等を緑化することにより、現状の裸地化した景観よりも緑地化により周辺景観と調和が図れるものと考えられる。



写真-1 フォトモンタージュ

エ 環境保全措置の検討

当該処分場の存在に伴う景観については、予測結果のとおり、景観構成要素の消滅による周辺景観に及ぼす影響は小さいと判断されるが、環境への影響を可能な限り低減させるため、環境保全措置について検討した結果、事業者が以下の環境保全措置を現在と同様に実施することとした。環境保全措置の効果は、緑地化による周辺景観との調和が図られるものと考えられる。

また、環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある新たな環境影響はないと考えられる。

【環境保全措置】

・事業者は、植栽可能な場所に可能な限り木本類を含めた在来種による緑化を施す。

オ 評価

当該処分場の存在に伴う景観については、景観構成要素の消滅による周辺景観に及ぼす影響は小さいと判断される。

また、事業者は環境保全措置を現在と同様に実施することから、環境への影響は可能な限り低減されると考えられる。